

目黒区 一般介護予防事業 「地域介護予防活動支援事業」

地域介護予防活動助成金

～募集要項～

定期的に活動し、主に運動プログラムを実施している住民主体の活動団体に助成金（3万円上限）を交付して、地域の介護予防活動を支援します。



目黒区 健康福祉部 介護保険課 介護予防係

〒153-8573 目黒区上目黒2-19-15

電話 03-5722-9608

1 制度の目的

目黒区では、高齢者がいつまでも住み慣れた場所でいきいきと健康で過ごせるよう、住民の多様な活動の場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進することを目的としています。

そこで、平成28年度から介護予防・日常生活支援総合事業の一般介護予防事業の「地域介護予防活動支援事業」において、「地域介護予防活動助成金」（以下、「助成金」という。）を交付し、地域で介護予防に効果的な活動を行う住民団体を支援します。

2 制度の概要（助成額）

この制度は、介護予防を目的として地域住民が主体となって行う活動について、区がその活動の運営費等に助成金を交付することで、地域での介護予防の拠点づくりを支援する事業です。対象となる住民団体からの申請に基づき、その活動の内容を審査し、助成対象要件（活動・団体・用途）を満たす活動に対して助成を行います。

1件当たり 3万円 を限度（原則として対象経費の一部）

3 助成の対象となる「団体」

助成対象となる団体は、以下の①～③のすべてに該当することが必要です。

- ① 目黒区内に所在し、5人以上の団体であること
- ② 構成員の半数以上が65歳以上の区民であること
- ③ 地域の住民等が誰でも参加できる団体であること

4 助成の対象となる「活動」

運動器機能の向上を目的とし、以下の①②いずれにも該当する活動を助成の対象とします。

- ① 主に運動プログラムを実施すること（1回あたり30分以上が目安）
- ② 週1回程度の活動を、年間を通じて継続的に実施すること

※ 対象となる「運動」は、スポーツ（競技）ではなく、その場で四肢体幹（全身）を動かす、ストレッチや筋力トレーニング等の運動器の機能向上を目的とする運動（めぐろ手ぬぐい体操・トリム体操・リズム体操・その他、介護予防に効果が期待される運動など）を指し、区で申請内容等に基づき判断します。

※助成の対象とならない活動

- ① 目黒区及び他の公共団体等が助成の対象としている活動
- ② 営利を目的とする活動及び政治性又は宗教性を有する活動
- ③ 営利を目的とする団体、政治団体及び宗教団体が行う活動

5 助成の対象になる「経費」

活動を実施するために必要な経費のうち次のような経費を対象経費とします。

○会場使用料 ○講師謝礼 ○実施に必要な消耗品 ○傷害保険等の保険料
○印刷費（活動を周知するためのチラシ等） ○その他、区が必要と認める経費

※次の経費は助成対象外です。

- ・団体の構成員に対する人件費・謝金・交通費・食事代等
- ・電話代、メール代等通信費等
- ・その他、内容により助成することが適切と認められない経費

★助成対象期間は、助成の交付を決定した月から当該年度末までです。

例：4月28日に交付決定した場合、4月1日に支出した額から対象となります。

6 助成金交付の流れ

(1) 交付申請（随時）

「めぐろ区報」やホームページで募集いたします。

(2) 交付決定

区で必要な調査等を行い、交付を決定（又は交付しない決定）して通知します。

(3) 助成金の請求

交付決定された場合は、請求書により助成金を請求し、助成金が振り込まれます。

(4) 実績報告（次年度4月頃）

年度終了後速やかに（30日以内）に活動実績（決算）を区に報告します。

(5) 助成金の清算（次年度4～5月上旬ごろ）

実績報告により助成額が確定します。確定額より多く交付されていた場合は、余剰額を区に返還します。

7 申請書類・実績報告書類等

※ 申請書等の様式については担当係で用意していますのでご連絡ください。

(1) 申請時に必要な書類

- ・地域介護予防活動助成金交付申請書（第1号様式）
- ・助成対象団体の構成員名簿
- ・規約・定款等団体の目的・性格が明らかとなる書類
（名称・目的・会員・活動内容・活動日・会場・役員・会費・入会退会・事故責任等）
- ・活動計画書（第2号様式）
- ・予算書（決算書作成時必要となりますので、控えを取っておいてください）
- ・その他、区長が必要と認める書類

(2) 請求時に必要な書類

- ・地域介護予防活動助成金請求書（第5号様式）
- ・口座振替依頼書
- ・委任状 ※ 必要な場合…振込口座名義が個人名のみ、肩書+個人名の場合
※ 不要な場合…振込口座名義が団体名+肩書+個人名、団体名のみの場合

(3) 実績報告時に必要な書類

- ・地域介護予防活動助成事業実績報告書（第6号様式）
- ・決算書（申請時にご提出いただいた予算書を基に決算書を作成してください）
- ・領収書（原本）
- ・活動の様子、成果がわかる資料（任意）

8 その他の留意点

(1) 助成を受けた者の責務

助成金の交付を受けた場合は、誠実に助成活動を行い、プログラムの向上など活動内容の充実を図ると共に、助成を受けた活動を積極的にPRして参加者を増やすなど、地域に介護予防の輪を広げるよう努めてください。また、助成金は対象経費のみに使用できるとし、他の用途には流用できませんのでご注意ください。

(2) 区の調査など

区は、必要に応じて実施状況の調査を行うことができます。調査により、助成金が地域介護予防活動助成金交付要綱に従って適正に使用されていないと認められるときは、その使用について指導や交付決定を取り消すことがあります。交付決定が取り消された場合は、助成金を返還しなければなりません。